

第1条（目的）

この規程は、法人が定める知的財産ポリシー（平成20年4月1日制定）及び経理規則第80条第2項の規定に基づき、職員等が生み出した知的財産の取扱いについて定めることを目的とする。

第2条（用語の定義）

- (1) 「職員等」とは、本学の役員、教職員（教育職員及び一般職員並びに教育や研究等に携わる非常勤職員をいう。）及び研究等を行うために所定の手続きを経て受入れを許可された者（外部機関に所属する共同研究員は除く。）をいう。
- (2) 「知的財産」とは、教育・研究等の活動を通じて生み出された知的創造物のうち、財産としての価値を持つものをいう。
- (3) 「知的財産権」とは、「知的財産」の中で関係省庁又は関係省庁が指定した機関へ出願又は申請した後、審査を経て、登録後発生する権利〔産業財産権；特許、実用新案、意匠、商標（標章）、プログラム等の著作権、種苗の育成者権、半導体集積回路の回路配置利用権〕、著作物（論文、著書、小説、俳句・短歌、作曲、絵画、写真、映画又は芸術的な建築物等）が創られた時点で権利の発生する著作権、又は不正競争防止法等で保護される利益にかかわる権利をいう。又特許等を受ける権利を含む。

第3条（権利の帰属）

- 1 法人は、職員等によって生み出された知的創造物が、1) 法人の職務を通じて得られたものであり、2) それを成した者の特定ができて、3) オリジナリティがあり（特許や実用新案に係るものでは新規性や進歩性が存在すること）、4) 外部の機関等によって活用される見込みがあるときは、当該の知的財産権を承継し、これを管理するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると法人が認めるときは、創出者に当該の知的財産権を帰属させることができる。
- 3 各学部、大学院研究科、図書館、学内共同教育研究施設等で発行又は公表する紀要、年報、ホームページ、入試問題等の著作権は法人に帰属し（法人著作）、法人は、その管理を各学部、大学院研究科、図書館、学内共同教育研究施設等へ委任する。その手続きは別途定める。
- 4 論文、著書、小説、俳句・短歌、楽曲、絵画、写真、映画又は芸術的な建物等の著作権は創作した個人（著作者）に帰属し、第4条に記す法人への届出の必要はなく、原則として当該の著作者が管理する。

第4条（届出及び受理）

- 1 職員等は、職務を通じて次の知的創造物を生み出したときは、別記様式1によって、学内外における発表の少なくとも1ヶ月前に、理事長に届け出なければならない。
 - (1) 特許、実用新案、意匠、商標（標章）権にかかわる知的創造物（製造方法、分析方法、及びビジネスモデル等にかかわるものを含む。）
 - (2) 種苗の育成者権にかかわる知的創造物

- (3) 半導体集積回路の回路配置利用権にかかわる知的創造物
 - (4) プログラム等の著作権にかかわる知的創造物
 - (5) 有体成果物（菌，試薬，装置，模型等）にかかわる知的創造物
 - (6) 秘匿にすることが可能な技術情報（ノウハウ）にかかわる知的創造物
- 2 学生（民法に定める成人であること）が知的創造物の創出に貢献しているときは、原則として、共同研究者である学生の所属する研究室の長又は研究代表者が届出を行うものとし、当該学生は、届出以降の諸手続きを研究室の長又は研究代表者へ委任するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学生単独での届出を妨げない。その場合、当該学生は、知的財産にかかるポリシーや本規程の適用を受けることに同意しなければならない。
- 4 理事長は、前3項の届出があったときは、速やかに当該創出者及び所属機関長等に受理した旨を通知しなければならない。

第5条（発明等の審議）

- 1 理事長は、前条に定める届出があったときは、第8条に規定する知的財産委員会に対し、それらに関する事項を諮問し、その報告に基づき権利承継の可否等を決定する。
- 2 理事長は、前項の規定によって、当該知的創造物に関する決定をしたときは、当該創出者及び所属機関長等に通知しなければならない。

第6条（譲渡書の提出）

- 1 職員等からの届出による知的創造物にかかわる権利について、理事長が法人帰属と決定したときは、創出者は、別記様式2による権利譲渡書を法人に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、法人と創出者が知的財産権を共有する場合においても適用する。

第7条（不服の申立て）

- 1 職員等は、第5条第1項による法人の決定に不服があるときは、通知を受けた日から2週間以内に法人に対し、不服を申立てることができる。
- 2 理事長は、不服の申立てがあったときは、別途定める不服審査委員会の意見を徴した上で、不服申立ての可否を決定する。
- 3 理事長は、前項の決定を当該創出者及び所属機関長等に通知する。

第8条（知的財産委員会の設置）

法人は、知的財産等に関する事項を審議するため、知的財産委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第9条（委員会の職務）

- 1 委員会は、次の事項を審議し、その結果（以下各号の全てで可とされた場合法人がその権利を承継できるものとし、一つでも不可のあるときは原則として法人は承継しない。）を理事長に答申する。
- (1) 職務を通じて得られたものであるかどうか。学生によるものである場合は、本学の教育課程で生み出されたものであるかどうか。
 - (2) それを成した者の特定ができるかどうか。

- (3) 知的創造物の技術的評価：オリジナリティがあるかどうか。特許や実用新案に係るものでは新規性及び進歩性が存在するかどうか。
- (4) 外部機関等で活用される見込みがあるかどうか。
- 2 日本特許庁へ出願がなされた後、外国出願や審査請求等において、前項第3号及び第4号に記す項目等について再度審議し、不可とされたときは、特許等を受ける権利を当該職員へ返還する。
- 3 委員会は、必要に応じ、当該職員等からヒアリングを行うことができる。
- 4 委員会の長は、第4条第1項に定める届出書、委員会で議論された事柄等について情報管理の責を負う。

第10条（委員会の構成）

- 1 委員会は、次の者をもって構成する。
 - (1) 理事長が指名する理事 1人
 - (2) 委員会の委員長が指名する者 若干人
 - (3) 研究科長及び研究所長
- 2 委員会の長は、前項第1号に規定する委員をもってあてる。
- 3 第1項第2号の委員は、学内または学外の者から委員会の長の指名に基づき理事長が委嘱する。また、委員は必要によって追加することができる。
- 4 第1項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第11条（出願等）

- 1 法人は、承継された知的財産権の出願等に係る一切の手續（費用も含む）を行い、創出者は出願後の手續について法人の決定に従うものとする。ただし、創出者は、法人から出願手續、第三者からの異議申立て等に対する協力を要請されたときは、これに応じなければならない。
- 2 当該の創出者が知的財産権を法人と共有するときは、共同して出願等を行うものとし、出願等に要する費用及び権利保持に要する費用は、持分に応じて各々が負担する。

第12条（制限行為）

職員等は、委員会において、当該知的創造物にかかわる権利を本学が承継しないと決定した後でなければ、個人として特許等の出願をしたり、又はそれにかかわる権利を第三者へ譲渡してはならない。

第13条（補償金の支払）

- 1 法人は、次の各号に掲げる場合において、創出者に対し補償金を支払うものとする。
 - (1) 法人が第2条第3号に記す知的財産権を承継し、かつ出願等をした場合は、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、プログラム等の著作権に係るものでは10,000円とする。有体成果物やノウハウに係るものでは5,000円とする。
 - (2) 法人が、職員等所有の知的財産権を譲り受けたときも前号に準ずる。
- 2 法人が所有する知的財産権の外部機関等による実施又はその処分によって法人が収入を得たときは、創出者に対し、その総収入額より出願及び維持費等の必要経費を除いた後、40%を支払う。
- 3 前項において、その収入額の20%が当該創出者の所属する研究室へ、20%が当該

創出者の所属する学部等へ、20%が法人へ配分される。

- 4 退職した職員等及び卒業した学生に対しても第1項及び第2項の規定を適用する。ただし、事前に振込先口座番号等を事務局へ連絡しておかなければならない。

第14条（共同発明者に対する補償金）

- 1 前条の補償金は、その権利を有する創出者が2人以上あるときは、それぞれの貢献度に応じて按分される。
- 2 法人の職員等が学外の者と共同して創出をした場合、法人職員等の権利の持ちは100%未満となるが、第13条及び前項に従って創出者に対し補償金を支払う。学外の者は、当該の者が所属する機関の規程等に従う。

第15条（守秘義務）

法人と創出者は、当該知的財産権の内容等の事項について、出願等をするまでの期間は、秘密を守らなければならない。ただし、法人と創出者が合意の上公表する場合及び法人と創出者の責によらずして公知となった場合は除く。

第16条（罰則）

職員等が、第12条に定める制限行為に違反したときの取扱いは、学校法人長崎総合科学大学就業規則第46条及び第47条に基づくものとする。

第17条（退職後に生じた知的創造物）

職員等が退職した場合、原則として1年以内に生み出された知的創造物は、本規程によるものとする。

第18条（事務局）

知的財産にかかる事務は、研究助成推進課が行う。

第19条（その他）

本規程により難しい事項が生じた場合は、その都度常務理事会に諮り決定する。

第20条（改定）

この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

- 付 則**
- 1 この規程は平成20年4月1日から施行する。
 - 2 この規程の改定施行により、従前の「職務発明取扱規程」及び「職務発明等に対する報酬金に関する運用細則」を廃止する。
 - 3 この改定規程は平成20年11月1日から施行する。
 - 4 この改定規程は平成23年4月1日から施行する。
 - 5 この改定規程は、平成26年4月1日から施行する。
 - 6 この改定規程は、平成27年4月1日から施行する。
 - 7 この改定規程は、平成28年10月28日から施行する。